

事業所の概要

【運営規程の概要】

事業所名	居宅介護支援事業所 片貝さくら														
所在地	〒947-0101 新潟県小千谷市片貝町諏訪宮 4708 番地 1														
連絡先	TEL	0258-81-2053	FAX	0258-81-2052											
サービス種類	居宅介護支援														
事業所番号	1570800431														
管理者	渡辺 陽子 (ワタナベ ヨウコ)														
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝							
	○	○	○	○	○	○									
営業時間	営業時間 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分 休日 土日、祝日および年末年始(12 月 31 日~1 月 3 日) 但し、利用者の希望に応じて 24 時間対応可能な体制を整えるものとします														
利用料	法定代理受領分	厚生労働大臣が定めた告示上の基準額 ([利用料その他の費用の額]のとおり)													
	法定代理受領分以外	厚生労働大臣が定めた告示上の基準額 ([利用料その他の費用の額]のとおり)													
その他の費用															
通常の事業の実施地域	① 小千谷市 ②長岡市														

【従業者の勤務体制】

従業者の職種	員数	
	常勤	非常勤
介護支援専門員	4	0

【利用料その他の費用の額】《居宅介護支援》

居宅介護支援費	要介護度	基本利用料	利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
居宅介護支援費(Ⅰ) 【取扱件数が 45 件未満】	要介護 1・2	10,860 円	無料	10,860 円
	要介護 3・4・5	14,110 円		14,110 円
居宅介護支援費(Ⅱ) 【取扱件数が 45 件以上 60 件未満】	要介護 1・2	5,440 円	無料	5,440 円
	要介護 3・4・5	7,040 円		7,040 円
居宅介護支援費(Ⅲ) 【取扱件数が 60 件以上】	要介護 1・2	3,260 円	無料	3,260 円
	要介護 3・4・5	4,220 円		4,220 円

※通常の事業実施地域以外の居宅介護支援を行った場合は利用料の5%加算

加算の種類	算定単位	基本利用料	利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
初回加算	1 月につき	3,000 円		3,000 円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	1 回につき	2,500 円		2,500 円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1 回につき	2,000 円		2,000 円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	1 回につき	4,500 円		4,500 円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	1 回につき	6,000 円		6,000 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	1 回につき	6,000 円		6,000 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	1 回につき	7,500 円		7,500 円
退院・退所加算(Ⅲ)	1 回につき	9,000 円		9,000 円
ターミナルケアマネジメント加算	1 回につき	4,000 円		4,000 円
通院時情報連携加算	1 回につき	500 円		500 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1 回につき	2,000 円		2,000 円
特定事業所加算(Ⅱ)	1 月につき	4,070 円		4,070 円
特定事業所医療介護連携加算	1 月につき	1,250 円		1,250 円
小規模事業所加算	1 月につき	(上記居宅介護支援費) × 10%	(上記居宅介護支援費) × 10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	1 月につき	(上記居宅介護支援費) × 5%	(上記居宅介護支援費) × 5%	

減算の種類	算定単位	基本利用料	利用者負担金	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
運営基準減算	1 月につき	(上記居宅介護支援費) × 50% 【2 月以上継続の場合 100%】	無料	(上記居宅介護支援費) × 50% 【2 月以上継続の場合 100%】
特定事業所集中減算	1 月につき	2,000 円		2,000 円
業務継続計画未実施減算	1 月につき	(所定単位数) × 1%	無料	(所定単位数) × 1%
高齢者虐待防止措置未実施減算	1 月につき	(所定単位数) × 1%		(所定単位数) × 1%
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	1 月につき	所定単位数の 95% を算定		所定単位数の 95% を算定